

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和元年6月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ近江店 米原市顔戸 1063-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社フタバヤ 長浜市八幡中山町 1141 番地の1 代表取締役 森克幸
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 146 台
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 8時から9時まで、13時から15時まで
  - (2) 変更後
    - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 100 台
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 アについては令和2年1月21日、イについては令和元年8月1日
- 5 変更の理由 アについては余剰駐車場整理のため、イについては搬入計画変更のため
- 6 届出年月日 令和元年5月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
    - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
    - 米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照 490-1
  - (2) 縦覧期間 令和元年6月18日から令和元年10月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和元年10月18日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号